STマーク使用許諾契約者各位

社団法人日本玩具協会 会 長 髙須 武男 (会長印省略)

S T 基準「玩具の本体及びその構成部品に施された塗装」 (S T 2002 第 3 部 1.5 項)の解釈・運用について

皆様には、日頃、当協会の玩具安全事業の実施につき御協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、ST基準第3部「1.5 玩具の本体及びその構成部品に施された塗装」で要求されている「重金属8元素」試験の取扱いについて、海外の検査機関では、塗料の検査を行い、その検査結果を塗装の検査結果として活用しております。

当協会の安全環境委員会・S T判定会議(第 19 回、第 20 回、第 21 回)にて検討の結果、「S T 第 3 部 (1.5 塗装)に係る「重金属 8 元素」の試験は、「塗料」での検査を認めておらず、「玩具の本体及びその構成部品に施された塗装」での検査しか認められていない。従って、「塗料(色毎)」の検査結果を玩具の「塗装」についての検査結果として使用することは認められない」ことを確認しました。

つきましては、周知期間を考慮して、<u>平成19年10月1日より、海外の検査機関による</u> 検査結果について、「塗装」の重金属8元素の検査は「塗装」のみによることとし、上記「塗料」による検査結果の使用を認めないこととしますので宜しくお願い致します。

なお、STマーク使用許諾契約者の皆様には、実施日(平成 19 年 10 月 1 日)までにおいても、上記基準に適合するよう努力をお願いする次第です。

追伸

何かございましたら、当協会事務局(山口・中田 III.03-3829-2513)までお問合せ願います。